

日中環境法研討会（2005年，北京）

野村好弘

1. はじめに

『日中環境法研討会』は，無事予定通り2005年8月2日に中国北京で開催された。⁽¹⁾

筆者は日本人間環境問題法学者訪中団の団長と

して，8月1日から5日まで北京の中国社会科学院法学研究所等を訪問した。一行9名は2日同研究所において日中環境法研討会（シンポジウム）に出席し報告を行なった。民法及び環境法分野での日中交流は，1979年に始まり，今日（2005年）

* 2005年6月18日 法学研究所から下記のような招聘状が届けられた。

邀 請 函

日本明治学院大学

教授 野村 好弘 先生：

为了推动中日环境法学的交流与合作，我们拟于2005年8月1日至8月5日在中国北京召开“中日环境法研讨会”，特邀请您在百忙中参加该研讨会并作主题报告。

中国社会科学院法学研究所
日本法研究中心

2005年6月7日

に至るまで26年間、六・四天安門事件が起きた1989年を除いて、順調に発展してきた。今回の訪中はその一環として9年ぶりに実施された。

2. 出席者

(1) 中国側出席者

シンポジウムでの主な中国側出席者は、次のとおりである(敬略)。

王家福(中国社会科学院法学研究所終身研究員。1931年生まれ、1988年～1993年法学研究所所長。全人代法律委員会委員)、馬驥聡(同研究所特聘研究員)、肖賢富(同研究所研究員)、田禾(同研究所研究員)、李洪雷(同研究所副研究員)、謝鴻飛(法学研究所研究員)、干敏(同研究所研究員)、渠濤(同研究所研究員)、金玉珍(同研究所副研究員)、呂艷濱(同研究所助理研究員)、李薇(中国社会科学院国際合作局副局長。研究員)、張青松(同国際合作局項目官員。助理研究員)。

このほか、約20名の中国社会科学院研究生院研究生が参加した。また、開会式だけではあったが、地方への出張のあい間に陳明俠女史(法学研究所研究員。研究領域は民法、親族法、相続法、婦女法)がかけつけて下さった。

(2) 日本側出席者

日本側参加者は、野村好弘(団長、明治学院大学教授)、柳憲一郎(明治大学教授)、村田哲夫(大阪学院大学教授)、黒川哲志(早稲田大学教授)、寺朱実(関東学院大学助教授)、奥田進一(拓殖大学助教授)、奥真実(長崎大学助教授)、野村撰雄(上智大学助手)、江濤(千葉大学大学院生)、以上9名であった。(ほかに在北京日本大使館員1名が参加した)

3. 日程の安排

日程の安排は下記の通りである。

9時～9時05分 王家福(開会あいさつ)
 9時05分～9時10分 野村好弘(開会あいさつ)
 9時10分～9時30分 中国民法の若干の問題

(謝鴻飛)

9時30分～9時50分 日本民法の修改動向

(奥田進一)

9時50分～10時10分 日本の新担保制度と執行制度(江濤)

10時10分～10時30分 中国行政訴訟法制度の完善(李洪雷)

10時30分～10時50分 日本における行政訴訟法改正の要点

(黒川哲志)

(休息)

11時～11時20分 中国環境法(馬驥聡)

11時20分～11時40分 日本環境法政策の展開(柳憲一郎)

11時40分～12時 日本の大学における地球環境研究

—上智大学大学院を例として(野村撰雄)

12時～12時20分 アジア環境法の最新課題(作本直行)

4. 報告の主な内容

報告の主な中身を見ておく。

謝鴻飛報告「中国民法の若干の問題」は、1978年改革開放後における中国民法立法および民事司法の発展についてまとめたものである。立法の具体発展は、憲法、民法通則、契約法、婚姻法、知識産権法、その他の法律に分けて説明している。そして今一番注目されている物権法の制定情況に及ぶ。

物権法の立法化に伴って議論された重大問題としては、物権法定主義、所有権類型、農村土地と宅基地の物権問題、登記制度、占有制度などを含む。

奥田進一報告「日本民法の修改動向」は、民法の口語化を図るために2004年12月1日に公布され、2005年4月1日施行の民法一部改正法について紹介するもの。

江濤報告「日本の新しい担保制度と民事執行制度」は、民法改正(新民法308条)によって修改さ

れた雇人給料の先取特権の範囲の拡大, 債権質の設定と債権証書の交付(新民法 363 条), 短期貸貸保護制度の修正, 保証制度の合理化などについて考察するもの。

馬驥聡報告「中国環境立法の発展動向」は, 中国環境法における現有法律法規の修改, 新しい法律法規の制定等の動向をここ 10 年間分を整理したもの。日本人が理解しやすいようにていねいで体系的な説明であった。

柳憲一郎報告「日本環境法政策の展開」は, 日本における環境法政策の生成と展開を第 1 期 (1890-1955), 第 2 期 (1956-1967), 第 3 期 (1968-1980), 第 4 期 (1981-1991), 第 5 期 (1992-) と 5 つの時期に分けて論じたもの。

野村撰雄報告の「日本における地球環境に関する研究教育—上智大学の例」は, 地球環境問題の研究では日本国内で先駆的役割を果たしている上智大学の研究教育の概要を説明しているもの。

主な説明項目は次の通りである。

- ①上智大学法学部の地球環境法学科
- ②上智大学地球環境研究所
- ③上智大学地球環境大学院 2005 年に開校。自然科学および社会科学双方から総合的かつ多角的な分析・検討を行なう「環境学」を研究領域とする。法学系講座のひとつに「中国環境政策」が設定されているのは珍しい。
- ④委託研究 委託研究を受けて海洋性砂漠の改善をもたらす環境及び人間社会への影響評価に関する研究を実施中。

以上の報告のほか, 李洪雷報告「中国行政訴訟制度の完善」および黒川哲志報告「日本の行政訴訟法の改正の要点」も関心を引いた力作である。

おわりに

さて, 民法, 環境法分野の交流の多くは専門家, 研究者交流である。市民の価値観や行動原則にかかわる民法交流は必ずしも十分ではなかったように見える。多くは参観型であり, 体験を踏まえた率直な意見交換または論争型は避ける傾向にあった。日本人も中国人も同じ地球人のメンバーとし

て, 生活のパターン, ライフスタイルをどう規律し, その中で持続的な発展をいかに将来の世代に承継していくか。環境問題は地球や宇宙における遠い問題ではなく, 両国民一人一人の生活観と生き方とに関係するすぐそばにある問題である。

21 世紀の民法・環境法交流のあり方としては, 専門家交流だけでなく, 学生間, NPO 法人間, 市民間等の民的交流の拡大にも力を入れることがのぞましい。

その意味で, 今回の訪中でのプログラムの中に, 宣武区の椿樹園社区 (旧居民委員会) の事務所を訪問し, 廃棄物のリサイクル, 水の節約, ペット (犬, ネコなど) の飼育に伴う悪臭, 教育等の問題の解決をめざしてどのような活動をしてきたか, 実例を見せてもらったり, 意見を交換したことは新しい交流のあり方として良かったと思う。実際に或るお宅の中を見せてもらい, いろいろな節水工夫とその効果について意見を交換できたことはたいへん有益であった。

私たちを歓迎してくれた社区の役員は男女合わせて 20 名前後。女性のほうが多かった。私たちが交流会場へ入場していくと, 突然, 合唱が始まった。汚染をきびしく規制し, リサイクル, 節水と資源ゴミ回収を積極的に進めよう, という内容だそう。

近年は中国でも, ネコや小犬の鳴き声, フン尿による悪臭など, ペットによる近隣公害が問題になることが多く, 住民同士のトラブルになりがちなので, 規約づくりを進めている, とのことであった。

街道委員会の出席役員の中には, 現役時代, 律師 (弁護士) であった人が一人いて, 紛争を未然に防止して, できるだけ裁判にならないように努力している, そのため, 今年まで裁判になった例は 1 件もない, と自信ありげに述べていたのが印象的であった。

もっとも, 社区委員会側の熱烈なる説明が長くなり, そのため, この分野での日本の経験について報告を準備していた奥, 寺岡先生の報告が大幅にカットされてしまったことは残念であった。

注

- (1) 野村好弘「民法, 環境法分野での日中交流」(明治学院大学法律科学研究所年報21号203頁)